

「公共サービス改革基本方針」について

平成 22 年 5 月 26 日

担当副大臣 大塚耕平

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下、公共サービス改革法）に基づく「公共サービス改革基本方針」の今年度版の策定に当たり、以下のような考え方で臨んではどうか。

1. 昨年度版までに関する所見等

初年度の内容をベースにして、最小限の修正を重ねて昨年度版までに至っている。

もっとも、法律の内容の繰り返しの記述になっている部分等については、基本方針としての付加価値は乏しい。

本来、法律の内容に付加するような具体的指針等を盛り込むことによって、基本方針としての存在意義が深まるうえに、閣議決定を行う意味も増す。

また、過去の実績、経験等を踏まえた内容を累次盛り込んでいくことで、基本方針として毎年バージョンアップすることが可能となる。

さらには、この基本方針によって、各省庁の業務に臨む姿勢に影響を与えるような内容であることが望ましい。

以上のような視点に加え、今年度版については、政権交代に伴う変化や、今夏以降の新たな方向性を加筆し、公共サービス改革法に基づく諸業務の再スタートを切るうえでの基調ペーパーとすべきである。

2. 今年度版のスケルトン（案）

1. 改革の意義及び目標
2. 過去のレビュー
 - (1) 実績と評価
 - (2) 今後の行政サービスのあり方と改革の視点
 - (3) 公共サービスの実施主体（省庁等）に望む基本姿勢
3. 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
4. 今年度の重点方針
5. 行政刷新会議との連携について

公共サービス改革法第7条

1. 内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
2. 公共サービス改革基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項
 - 二 競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 三 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置（特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む）についての計画
 - 四 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画
 - 五 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
 - 六 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
 - 七 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項

公共サービス改革法第2条

4. この法律において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務のうち次に掲げるもの
 - イ 施設の設置、運営又は管理の業務
 - ロ 研修の業務
 - ハ 相談の業務
 - 二 調査又は研究の業務
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務
- 二 特定公共サービス